

四日市市告示第 13 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月16日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	松寺12号線	松寺三丁目187-1 地先から	6.0~9.5	54.5	区域を変更する 幅員を変更する 起終点を変更する No.1
		松寺三丁目187-3 地先まで	3.9	57.4	
		松寺三丁目224-1 地先から	6.0~9.5	57.4	
		松寺三丁目224-6 地先まで			
整理番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
2	東23号線	北五味塚字新毛1010 地先から	-	65.6	区域を変更する 起終点を変更する No.2
		北五味塚字新毛989-1 地先まで	-	100	
		北五味塚字新毛1010-1 地先から	-	34.4	
		北五味塚字新毛1010-1 地先まで			